

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和3年度第1回松阪市環境影響評価委員会
2. 開 催 日 時	令和3年8月16日（月） 午後2時～午後4時00分
3. 開 催 場 所	松阪市殿町1340番地1 松阪市役所 議会棟 第3・4委員会室
4. 出席者氏名	(委員) ◎ 朴恵淑、寺島貴根、松井宏樹、山村直紀、 前田健一（◎会長） (事業者) リニューアブル・ジャパン株式会社 出席：4名 WEB出席：2名 (事業者委託業者) 株式会社 KANSO テクノス、 WEB出席：5名 (事務局) 松阪市環境生活部 田畑環境生活部長 環境課 下倉課長、谷係長、水本係員
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	10名
7. 担 当	松阪市環境生活部環境課 TFL 0598-53-4066 FAX 0598-26-4322 e-mail kan.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

(仮称) 三重松阪蓮ウィンドファーム発電所計画段階環境配慮書について

議事録は別紙のとおり

令和3年度 第1回 松阪市環境影響評価委員会 議事録

日時:令和3年8月16日(月)14:00～

場所:松阪市役所 議会棟 第3・4委員会室

(事務局)

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

皆さんこんにちは、本日の司会をさせていただきます、環境課長の下倉です。

今日は、大変お忙しいなか、松阪市環境影響評価委員会にご出席頂きましてありがとうございます。

それではただ今より令和3年度第1回松阪市環境影響評価委員会を開催させていただきます。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、三重県指針Ver12に基づき、県外からの移動自粛の協力を求めてまいりますことから、前田委員及び事業者の出席につきましては、ウェブ会議方式による参加とさせていただきますので予めご了承ください。

開会にあたりまして、環境生活部長の田畑よりご挨拶申し上げます。

(田畑環境生活部長)

みなさんこんにちは、環境生活部長の田畑でございます。

平素は、松阪市の施策に対しまして、ご理解、ご協力を賜りましてありがとうございます。委員の皆様におかれましては、公私ともご多忙のなか松阪市環境影響評価委員会にご参加いただきましてありがとうございます。

さて、松阪市の森林面積は、42,760ha(森林比率69%)と県内で最も広くなっております。このうち人工林率は74%であり、スギやヒノキなどの針葉樹がそのほとんどを占めております。また、市域西部に位置する高見山、国見山などの台高山脈付近には、国特別天然記念物のカモシカや県天然記念物のオオダイガハラサンショウウオをはじめ、多くの動植物が生息・生育しております。

今日は、環境影響評価法に基づく(仮称)三重松阪蓮ウインドファーム発電所に係る計画段階環境配慮書について、専門的な知見に基づく意見を頂き、松阪市の健全な環境の保全に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

委員会開催に先立ちましてのご挨拶とさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、本日委員会を開催するにあたり、令和3年2月22日に開催いたしました令和2年度松阪市環境影響評価委員会におきまして、委員会要綱第5条に基づき

長に朴先生、副会長に富田先生にお願いしておりますので、よろしくお申し上げます。

ここで今回新たに松阪市環境影響評価委員をお願いさせて頂きました方のご紹介をさせていただきます。名古屋工業大学 社会工学科 地盤工学、応用力学を専門とされてみえます、前田健一先生です。よろしくお願いいたします。

それでは、進めてまいります。
資料の確認をさせていただきます。

- ・松阪市環境影響評価委員会事項書
- ・松阪市環境影響評価委員会要綱
- ・委員名簿
- ・議案第1号
- ・資料1

資料は以上となりますが、不足のある場合はお申し出ください。
それでは、議事に入ります前に、本審議会は「審議会等の公開に関する指針及び運用方針 3会議の公開の基準」に基づき、情報公開をしてみたいと思いますのでご了承のほどよろしくお願い致します。また、「8会議等の結果の公開」による議事録作成の為の録音をさせていただきますご発言の際にはマイクの使用をお願いいたします。また、撮影のお願いと、同じく「5公開の方法等」に基づき、会議の傍聴を認めていきたいと思いますので、併せてご了承のほどよろしくお願い致します。

本日、傍聴者は、一般傍聴10名、中日新聞社・夕刊三重・伊勢新聞社様が傍聴を希望されていますので認めてまいります。

本日のご出席者の方々におかれましては、お手元の名簿にてご確認いただければと思います。それでは、会議につきまして朴会長にお願いしたいと思います、朴先生よろしくお願いいたします。

(会長)

改めてまして、皆様こんにちは。

(仮称)三重松阪蓮ウインドファーム発電所計画について、審議していきます。

気候変動に伴い、二酸化炭素をどの様に削減していくのか、国は2030年度において、温室効果ガスの2013年度から46%削減を目指すことを宣言しております。その中で一番大きいウェイトを占めるエネルギーをどのように考えていくのか。多様なエネルギー源へのシフトは非常に重要なことではありますが、一方で環境と経済をどう両立し

ていくのか。いかにして持続可能な松阪を作っていくのか、行政・住民・企業が話し合い、納得いくビジョンを作っていくべきと思います。

その様な観点から非常に重い環境影響評価委員会ではないか思っております。忌憚のない意見を出し合い、最大公約数的な意見を取り纏めるため、皆さんのご協力をいただきたいと思います。

それでも、事項書に基づきまして進めさせていただきます。

委員会の成立の可否について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

本日の出席者につきましては、委員会委員全9名中5名の方に出席頂いております。「松阪市環境影響評価委員会要綱」第6条第2項の規定によりまして、会議は成立しております。

(会長)

今、報告がありましたとおり、本委員会が成立しているということですので、議事に入りたいと思います。本日は事項書のとおり、議案は1つです。事務局の説明後、議論に入りたいと思います。事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

<市長諮問をスクリーンに映す>

議案第1号 松阪市環境影響評価委員会 環境影響評価法第3条の7第1項の規定に基づき、(仮称)三重松阪蓮ウインドファーム発電所に係る計画段階環境配慮書について、松阪市環境影響評価委員会要綱 第2条の規定により諮問します。

令和3年8月16日 松阪市長 竹上 真人

1 案件名 (仮称)三重松阪蓮ウインドファーム発電所に係る計画段階環境配慮書について

まず、環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書についてご説明申し上げます。配慮書については、事業の早期段階における環境配慮を可能にするため、第1種事業を実施しようとするものが、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書であります。配慮書の作成の際には、事業の位置、規模等に関する複数案の検討を行うとともに、対象事業の実施が想定される地域の生活環境、自然環境などに与える影響について、地域の環境をよく知っている住民をはじめとする一般の方々、専門家、地方公共団体などの意見を取り入れるよう努めることとされています。事業者は、作成した配慮書の内容を方法書以降の手続きに反映させることとなつ

ています。

次に計画段階環境配慮書の公表及び縦覧について報告いたします。環境影響評価法施行規則第1条の二の規定により(仮称)三重松阪蓮ウインドファーム発電所計画段階環境配慮書について、令和3年7月30日から令和3年8月30日の間、三重県関係機関4か所、松阪市役所本庁舎及び飯南・飯高地域振興局関係5か所、大台町関係6か所で計画段階環境配慮書の縦覧を行っております。

それでは、本日の資料1「松阪飯高町風力発電事業 事業計画のあらまし」計画段階環境配慮書の概要について、お手元の資料とあわせてスクリーンにも映させていただきます。まず、リニューアブル・ジャパン株式会社より事業計画の概要を説明申し上げ、計画段階環境配慮書におきましては地域概要、計画段階環境配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果については本事業の業務委託先の株式会社KANSOより説明申し上げます。

肩書

(事業者)

ご説明に先立ち、事業者として東京本社よりご挨拶申し上げます。当社が本年7月に公表いたしました(仮称)三重松阪蓮ウインドファーム発電所に係る計画段階環境配慮書に対する、松阪市環境影響評価委員会を開催いただき、誠にありがとうございます。本日はご審議の程、よろしく願い申し上げます。

(事業者)

事業計画の概要をご説明申し上げます。

本事業の名称は(仮称)三重松阪蓮ウインドファーム発電所でございます。本発電所の総出力は最大251,000kw、風力発電機の単機出力は4,200～5,000kw、風力発電機の設置基数は最大60基を想定しております。事業実施想定区域としては三重県松阪市及び大台町境界から北にある蓮ダムを中心とした山地の尾根部に位置しております。風力発電機の配置は松阪市を想定しております。

この地域を事業実施想定区域として選定した理由としては、風況が極めて良く、地形条件等から風力発電に最適であると判断いたしました。配慮書での資料は風況は配慮書P10、地形条件としては配慮書P11、法令等で制約を受ける場所は配慮書P12～P13、環境保全上留意が必要な場所は配慮書P14、災害に関する区域等の状況は配慮書P15で示しております。これらの点を総合的に考慮し、配慮書P16にて示した想定される事業領域を選定させていただきました。

本事業で想定しております、風量発電機は単機出力4,200～5,000kw、ローター直径は117～158m、ハブの高さは85～110mを想定しております。変電施設・送電線の

配置等の詳細については、現在検討中でございます。具体的な配置計画を踏まえ、今後、測量調査や関係機関等の協議を踏まえ、検討していきます。

風力発電施設の資材搬入車両の主要な交通ルートとしては、基本的には国道 166 号の利用を予定しております。また、国道 166 号から設置位置までの可能な限り既存の林道を利用することを想定しております。

事業実施想定区域周辺における他事業について、配慮書 P22 で示しているとおり、現在稼働している事業が 6 件、計画が 7 件になります。

事業概要の説明としては、以上となります。

(事業者委託業者)

事業実施想定区域及びその周囲の概況についてご説明申し上げます。

主要な河川及び湖沼の状況について、櫛田川上流及び一部宮川上流に位置する区域の計画となっております。

重要な地形・地質といたしましては、事業実施想定区域の一部が峡谷・溪谷に被っており、風力発電機設置想定範囲に布引滝が入っております。

動物(渡り鳥)の状況について、文献に基づき、調査しました。秋の渡り鳥といたしまして、ノスリ・サシバ・ハチクマが事業実施想定区域の周辺を通過しているとの情報があります。

動物(希少猛禽類)について、公開情報の生育分布メッシュ図において、事業実施想定区域にイヌワシ・クマタカの生育確認があります。

動物(注目すべき生育地)について、風力発電機設置想定範囲 A・D の一部が鳥獣保護区・重要野鳥生育地となっております。また、環境省にて示されております、センシティブティマップにおいては注意喚起レベル A3となっております。

生態系(重要な自然環境のまとまわりの場)について、生物多様性の保全の鍵となる重要な地域(KBA)に風力発電機設置想定範囲 C の一部を除き、該当地域となっております。

巨樹・巨木林、天然記念物、保安林、国立・国定公園、県立自然公園との位置関係について、事業実施想定区域の全てが香肌峡県立自然公園に位置し、一部の区域は国定公園内に位置しております。区域内には3ヶ所の天然記念物が含まれております。保安林については、区域内に含まれておりますが、既存の資料で調査した限りは水源かん養林の保安林には該当しておりません。

重要な植物群落は事業実施想定区域に含まれていませんが、希少野生動植物主要生育地(ホットスポットみえ)は風力発電機設置想定範囲 A・D の全域、B の一部が該当しております。植生自然度9についても一部、重なっております。

次に計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果について、ご説明申し上げ

げます。計画段階配慮事項の選定について、工事の実施による配慮事項の選定は、工事計画が未定であるため、工事の実施による影響は対象としておりません。土地又は工作物の存在及び共用における選定項目といたしましては、騒音、重要な地形及び地質、風車の影、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場について、項目として選定し、予測評価を行っています。

騒音からご説明させていただきます。想定区域から2km までの範囲で配慮が必要な施設及び住居を調査いたしました。区域から1km までの範囲内に配慮すべき施設等は存在しておりません。1～2km の範囲内においては、住居等が940、学校1、医療機関1、福祉施設2となっております。これらの施設は影響が予想されますので、次に述べます、保全対策を実施することにより影響を回避することができると評価しております。現地調査により騒音の状況を把握します。現地調査にあたっては、環境省が発行している「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」や「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」等に加え、その他最新の知見等を参考にします。騒音の予想にあたっては、地形による回折効果、空気吸収による減退及び地表面の影響による減退を考慮します。今後、事業計画の検討にあたっては、住居等や集落などの住居地域や環境保全上の留意が必要な施設等に配慮して風力発電機の配置計画等を検討します。風力発電機は尾根部周辺への配置を検討することで、住居等や施設等から風力発電機まで可能な限り距離の確保等に努め、影響を軽減できると評価しております。

次に地形及び地質についてご説明申し上げます。事業実施想定区域には峡谷・渓谷、風力発電機設置想定範囲には布引滝が分布しています。これらへの影響に対しては、次に述べます、保全対策を実施することにより影響を回避することができると考えております。現地調査等により重要な地形・地質の分布及び状態を把握した上で、風力発電機の配置や搬入経路を含めた工事計画を検討する。また、現地調査等により把握した重要な地形・地質の状況を踏まえ工事計画を検討し、重要な地形・地質を重ねる部分での改変を実施する場合には、改変範囲を最小化する等の環境保全措置を検討する。現地調査等により把握した重要な地形・地質の状況を踏まえ、直接改変により影響を把握した上で、周辺的环境条件の変化に伴う環境影響についても検討していきます。

次に風車の影についてご説明申し上げます。予測の手法は騒音と同じく、2km の範囲にどれだけ住居等が存在しているかを整理して、住居等が940、学校1、医療機関1、福祉施設2となっております。次に述べます対策を検討していることで影響の軽減を図っていきます。風車の影の予想にあたっては、風車の影に関する最新の知見等を参考にします。今後、事業計画の検討にあたっては、住居等や集落などの住居地域や環境保全上の留意が必要な施設等に配慮して風力発電機の配置計画等を検討します。風力発電機は尾根部周辺への設置を検討することで、住居等や施設等

から風力発電機まで可能な限り距離の確保に努めます。

次に動物への影響でございます。重要な種への影響を予測し、整理しております。既存の文献にて得られた重要種について、まず、哺乳類ですと主な生息環境として、樹林、その他(樹洞、洞穴等)、水辺、その主な生息環境毎に文献で確認された重要種を整理して予測しております。哺乳類ですとカモシカ等を含め15種、水辺ですと1種が確認されております。樹林・その他の生息環境におきましては、事業実施想定区域内に主な生息環境が存在し、その一部が改変される可能性があることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるかと予測されます。また、コウモリ類につきましては、上空を飛翔するので、バットストライクへの影響が生じる可能性があるかと予測しております。水辺に関しましては、事業実施想定区域内に主な生息環境が存在するが、取付道路で一部改変の可能性はあるものの、風力発電機設置想定範囲では水辺等の水域には改変を行わないことから、樹林等に比べて、直接改変による環境の変化は小さいものと予測しております。

次に鳥類への影響でございます。主な生息環境として、樹林、草地・耕作地、水辺・水域と分けまして、それぞれ生息する重要種を予測しました。まず、樹林について、ヤマドリ等24種、草地等についてはウズラ1種、水辺等についてはオンドリ等9種の生息が予想されると文献にて確認しました。それらの影響として、哺乳類と同様、その一部が改変される可能性があることにより、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるかと予測しております。また、バードストライクへの影響が生じる可能性があります。水辺等については、取付道路等により、その一部が改変される可能性があるが、樹林等に比較すると影響は小さいを予測しております。

同様の考え方で爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、その他無脊椎動物も予測しております。

続きまして、注目すべき生息地との位置関係についてです。環境省が示しております、センシティブティマップによりますと、注意喚起レベル A3に該当し、事業実施想定区域の一部が松阪市飯高町森鳥獣保護区に含まれているところでございます。それらへの影響については、バードストライク等の影響が生じる可能性が予測されます。生物多様性保全の鍵になる重要な地域(KBA)及び希少野生動植物主要生息生育地(ホットスポットみえ)にも想定区域内に含まれています。

これらの影響への対応として、次に述べます留意事項を実施することで、環境への影響を低減できると評価しております。可能な限り既存道路を利用し、道路の拡幅面積を低減します。動物の生息状況を現地調査等により把握し、重要な種の影響を程度を適切に予測した上で、必要に応じて風力発電機の配置及び環境保全措置を検討します。また、猛禽類につきましては、「猛禽類保護の進め方」に準拠して生息状況の調査を実施します。渡り鳥のルートに留意し、移動状況を把握できるよう調査を実施します。コウモリ類については、捕獲などの調査によるコウモリ相の把握に加え、飛翔

高度にも留意した調査を実施します。施設の稼働による影響として、渡り鳥や猛禽類等の鳥類、コウモリ類が事業実施想定区域上空を利用することの影響が想定されるものの、風力発電機設置位置等の情報が必要となるため、方法書以降の手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施します。最後に土地の改変による濁水等の流入が生じないような計画や工法について検討し、生息環境への影響の低減を図ります。

植物の重要な種への影響の予測結果につきまして、文献にて調査し、主な生息環境として樹林、水辺湿地等・水域毎に区分し、樹林では209種、水辺湿地等・水域では30種の予測評価しております。樹林につきましては、生育環境の一部が改変される可能性があるかと予測しております。水辺等につきましては、取付道路で一部改変の可能性はあるものの、風力発電機設置想定範囲では水辺等の水域には改変を行わないため、樹林と比べ、直接改変による影響は小さいと予測しております。

次に重要な植物群落についてご説明いたします。風力発電機設置想定範囲内に特定植物群落の迷岳ブナ林が存在し、植生自然度9のシラキブナ群集等が分布しております。これらに関して、生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるかと予測されます。事業実施想定区域内に巨樹・巨木林が4件、天然記念物が3件存在し、生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるかと予測されます。これらの影響への対応として、次に述べます留意事項を実施することで、環境への影響を低減できると評価しております。可能な限り既存道路を利用し、道路の拡幅面積を低減します。植物の生育状況及び群落の現況を現地調査等により把握し、重要な種及び重要な群落への影響の程度を適切に予測した上で、必要に応じて風力発電機の配置及び環境保全措置を検討する。特に事業実施想定区域の重要な群落については、可能な限り最低限の工事にとどめ、改変による重大な影響を回避・低減するように検討していきます。後に土地の改変による濁水等の流入が生じないような計画や工法について検討し、生息環境への影響の低減を図ります。

次に生態系についてご説明申し上げます。鳥獣保護区等が事業実施想定区域内に含まれていますので、その一部が改変される可能性があり、面積の減少による影響が生じる可能性があるかと予測しています。重要野鳥生息地(IBA)・生物多様性保全の鍵になる重要な地域(KBA)についても同様です。また、自然公園においては、室生赤目青山国定公園・香肌峡県立自然公園・奥伊勢宮川峡県立自然公園が区域内に含まれています。自然植生ですと、植生自然度は9。保安林等、ホットスポットみえの範囲も区域内に含まれております。次に述べます留意事項を実施することで、環境への影響を低減できると評価しております。自然植生について、現地調査等により植生の状況を把握します。自然植生や保安林といった自然環境のまとまりの場が多く残存すること並びに生物生息空間の分断が回避されるよう、可能な限り必要最小限の工事に留め、改変による重大な影響を回避・低減するよう検討します。現地調査等により生態

系注目種及び注目すべき生息・生育の場への影響の程度を適切に予測し、必要に応じて環境保全措置を検討していきます。

次に景観についてご説明申し上げます。調査地域は事業実施想定区域及びその周囲とし、主要な眺望点の分布状況を図示し、垂直見込み角 1° の範囲を調査範囲としました。調査範囲における、事業実施想定区域と景観資源との位置関係を調べ、その影響を予測しました。予測の結果について、2つの観点からご説明いたします。まず、1つ目の景観資源及び主要な眺望点の改変の程度は風力発電機設置想定範囲内に景観資源は位置していないが、主要な眺望点は位置しております。2つめは主要な眺望景観の変化の程度でございます。主要な眺望点から風力発電機の可視の状況としまして、21地点のうちループ橋、高見山、三峰山等の15地点の主要な眺望点において風力発電機が視認される可能性が予測されます。主要な眺望点は風力発電機設置想定範囲から約10.5kmまでの距離に位置しており、垂直見込角は約 1.0° ～ 16.3° 及び 20° 以上と予測しております。主要な眺望景観の変化の程度といたしましては、例えばループ橋ですと、距離2.0km、垂直見込角約 5.2° と予測し、他の眺望点21カ所についても同様に予測しております。以上の予測結果につきまして、次に述べます環境保全対策を実施することで、環境への影響を低減できると評価しております。現地確認等によって主要な眺望点の状況及び眺望景観の状況を把握したうえで、風力発電機が視認される可能性のある眺望点については、フォトモンタージュ法等によって、主要な眺望景観への影響についての詳細な予測を行います。今後、事業計画の検討にあたっては、主要な眺望点及び主要な眺望景観に配慮して風力発電機の配置計画等を検討していきます。

最後に人と自然との触れ合いの活動の場について、ご説明申し上げます。登山道が事業実施想定区域内・風力発電機設置想定範囲に含まれています。したがって、現地確認等によって登山道の利用環境及び利用状況について把握したうえで、今後、事業計画の検討にあたっては、その結果を踏まえ風力発電機の配置計画等を検討することで、環境への影響を回避できると予測しています。

説明は以上でございます。

(会長)

説明ありがとうございます。

それでは、本日も出席の方々よりご質問・ご意見を頂きたいと思っております。

順番に発言をお願いします。

(委員)

騒音・振動対策について、計画段階配慮事項として工事は今仕様が決まっていないので選定はしないとのことですが、準備書の段階では工事が確定して新たに項目に

入っていくという認識でよろしいでしょうか。

(会長)

方法書の段階からではないでしょうか。配慮書が出て、事業を進めていくということになれば方法書、準備書、評価書と進んでいきます。

(事業者委託業者)

配慮書の P202になりますが、今回配慮書につきましては工事を対象とはしていませんが、方法書以降では工事の影響を含めた調査・成果を記載していくこととなります。配慮書の網掛けの部分については今後影響がある場合に項目として選定していくこととなります。

(委員)

低周波音について含まれていますか。

(事業者委託業者)

低周波について、当初、経済産業省の手引きでは選定項目に入っていたが、環境省の方で風力発電については影響が小さいという結果が出ているので、配慮書の選定項目から外しております。今後、市からの意見書、住民からの意見書等を踏まえ、必要であれば、項目に選定していきたいと考えております。

(委員)

環境省のガイドラインには載っていないが、住民意見として低周波への意見というのは当然、でてくると思う。低周波の測定は難しいが、可能なら低周波も項目に追加して欲しい。測定した方が住民の方も安心すると思う。

是非とも方法書では低周波を選定し、予測測定もしていただきたい。実測と予測では違いがあると思うが、想定される低周波の届く地域も示して欲しい。

次に事業計画区域から 2km の範囲にかなりの数の住居等があると思うが、三重県内の他の風力施設で同様のものがありますか。

(事業者委託業者)

正確には把握していませんが、今回は事業想定区域が広いということもありまして、軒数は増えておりますが、われわれとしてこのようなものかと考えております。

(委員)

風車はどの程度の地域まで見通すことができるでしょうか。

(事業者委託業者)

配慮書 P288 にて視認可能性の地域を図示しています。全体が見えるかどうか別として、一部でも見える地域は広いと認識しています。

(委員)

音源が見えていると聴こえていなくても聴こえる様に感じるケースがある。実際に実験で風車が回っているだけで、音がするように感じる人がいるというものもある。尾根に設置する風車の特性上、見えない様にするのは非常に難しいのは理解しているが、可能な限り、配慮してほしいです。

(委員)

今回の風力発電はかなりの規模になると思うが、接続する送電線の容量は確認しているのでしょうか。

(事業者)

接続する送電線の容量は確認しています。

(委員)

具体的にどの風力発電機をどの送電線に接続するのも想定しているのでしょうか。

(事業者)

詳細については検討中です。

(委員)

既存の送電線からどの程度離れているのでしょうか。

(事業者)

詳細は検討中です。

(委員)

送電線があることは確認しているのでしょうか。

(事業者)

詳細については検討中であるため、方法書以降で示していきます。

(委員)

配慮書段階なので詳細な送電線の接続位置については必要ないと思うが、既存の送線網の位置図は記載した方がいいと思います。

次に風車のブレードは分割式なのか一体型なのでしょうか。

(事業者)

風車の機種は決まっておりません。

(委員)

配慮書では道路の拡幅は最小限に留めるとされているが、事業区域までは道は狭い。分割できないタイプのブレードなら運搬できないことも予想されるため、拡幅も必要となってくる。予めブレードの種類は検討しておいた方がよいと思います。

(委員)

配慮書 P111 事業実施想定区域はホットスポットみえで示された希少野生動植物主要生育生息地と被っているが、本当に影響がないのでしょうか。

(事業者委託業者)

想定区域 A・B の一部・D がホットスポットみえに含まれています。実際に重要種の動植物がどのように生育生息しているのか、しっかりと調査した上、直接的影響・間接的影響を含めて、予測評価していきます。方法書段階以降、現地調査の結果を踏まえ、影響予測を実施し、お示していきます。

(委員)

それでは、2点ほどあります。

配慮書段階では騒音・動植物等の複数の要因に対して影響があるという話ですが、それへの対処が風車を配置する位置を考えますとあります。しかし、複数の条件に対して配置する位置をずらす余裕はあるのでしょうか。複数の条件を満たすために配置する位置を変えることは可能でしょうか。その点に非常に懸念を感じます。

(事業者)

現時点では現地調査を実施していない段階であるため、現地調査後、地形形状等をもっとしっかりと把握し、影響がないように配置・基数を検討していきたいです。

(委員)

しかし、風車を設置する場所は尾根となっており、限られたエリアになると思われますが、見通しはあるのでしょうか。

(事業者)

現地調査前なので地形形状の把握はしていないが、地図上である程度は把握しています。影響を抑える配置を検討していきます。

(委員)

非常に不確実な点がある様に感じ、クリアな感がしないところではあります。

もう1点よろしいでしょうか。

次に風車を運搬する道路について、配慮書では道路の拡幅は極力抑えるとありますが、既存の道路では風車の運搬・維持管理ができないので、道路の新設・拡幅は必要となってくると思います。道路の新設・拡幅する場合、例えば排水等が上手くいかないと、施設の安全性に影響を及ぼす可能性がある。地形・地質について、配慮書では滝等があるとだけしか記載がない。この地域の岩盤は脆いと思うが、この様な地域に道路等を作って、排水や安全性を確保するというコメントが欲しいのですが、いかがでしょうか。

(事業者)

今後、地質・地形の把握等の現地調査を実施し、設計に必要な調査を実施していきます。

(委員)

それは詳細設計であり、グーグルアース等で地形も見られますし、地質データも公開されていますので、事前に予測できるもの、考えられることだと思います。

そこはきちんとしていただきたい。

選定項目には入っていないものかもしれませんが、地域を把握して配慮書に記載するものではないかと思っています。

(会長)

本日は欠席されている委員から事前に意見書をいただいている。事務局より意見書を代読してもらいます。

(事務局)

事務局より委員の意見書を代読させていただきます。

松阪市飯高町蓮の櫛田川上流域、香肌峡は、台高山脈の北部に位置し、同山南部あたる宮川上流域の大台ヶ原・大杉谷とともに山脈一帯は三重県では最も生物多様性に富む自然豊かな地域である。蓮ダムおよび宮川ダム以外は大きな開発もなく、野生生物にとってはいわゆる聖域となっている。哺乳類ではヒメヒミズ、森林・樹洞性のコウモリ類、ホンドモモンガ、ヤマネ、ツキノワグマ、カモシカ等多くの貴重種が、鳥類では猛禽類の頂点に立つイヌワシやクマタカを始め、多種の留鳥や渡り鳥が、両生類ではオオダイガハラサンショウウオ、マホロバサンショウウオ、ハコネサンショウウオおよびナガレタゴガエル等の希少種が生息する。

また、昆虫類を始めとした各分類群の無脊椎動物相や植物相も多様性に富み、極めて安定した生態系を維持している地域である。

今回のウィンドファーム発電所計画予定も上記のような重要な地域への建設計画であることを、合同会社も十分認識していただきたい。

方法書についての問題点を以下に記したい。

- (1) 風車予定位置の全域が県立自然公園地域であり、一部が第二種特別地域および第三種特別地域に含まれる(法令)(p. 12)。
- (2) 風車予定位置のかなりの部分が鳥獣保護区に係っている(法令)(p. 12, 80)。
- (3) 風車予定位置のかなりの部分が保安林に係っている(法令)(p. 13)。
- (4) 全体が櫛田川の上流域、特に源流域にあたる。
- (5) 台高山脈一帯は多くの希少かつ重要な動植物が生息生育する、三重県随一の多様な生態系を有する地域であり、事業による影響は免れない(p. 67-75, 97-105)。
- (6) 風車予定位置の大部分が三重県 RDB の希少野生動植物主要生息生育地(ホットスポットみえ)の範囲に含まれる(p. 81, 111)。
- (7) 風車予定位置の南側の多くの部分はブナクラス帯に位置し、迷岳のブナ林ほか、ブナーミズナラ群落およびシラキーブナ群落も含まれる(p. 85-90)。
- (8) 風車予定位置は植生自然度6以上であり、9の地域も含まれる(p. 91-96)。
- (9) 風車予定位置には一部自然林が含まれ、二次林も多く含まれる(p. 113)。広面積の森林伐採により、二酸化炭素の吸収量が大幅に減少する。
- (10) 「動物の重要な種への影響の予測結果について」では、水辺・水域等についてはいずれも「変化は小さい」と予測されているが、工事中の谷部等の濁り、工事後の水量の変化の可能性は指摘される(p. 247-249)。

- (11) 生態系についてはp. 114 の食物連鎖の模式図と「自然環境のまとまりの場」の説明のみで、具体的な記載が認められない(p. 271～)。
- (12) 生態系の「(2)評価結果(p. 278)」および「4.4 総合的な評価」(p. 294)の表1における記載内容に関し、動物の環境配慮の概要および評価結果の項目において、「重大な環境影響は回避・低減できる可能性が高い」と記載されているが、具体的な根拠に乏しく思われる。現に風車予定地の自然度高い尾根近くを中心に広大な面積が帯状に且つ、パッチ状に各地に出現することから、野生動植物や生態系にとっての影響は避けられないのではないか。

以上でございます。

(会長)

委員は動物のみならず生き物の第一人者でありますので、貴重な意見です。

私の方から2点質問させていただきます。

まず、1点目は今回の計画は最大 60 基を設置するという規模の大きい計画であります。想定事業区域 A～D のうち、現段階でどの区域に何基程度設置する等、具体的なことは決まっているのでしょうか。60 基の算出根拠はどうなっているのでしょうか。

2 点目について、配慮書では騒音・振動についてのみ記載されているが、風力発電所の建設又は環境アセスメント調査に伴い、長期間に渡り多数の車両等が乗り入れることとなるが、乗り入れに伴う、大気環境等について、どの様に考えているのでしょうか。

(事業者)

まず1点目について回答します。

想定事業区域 A～D の風車配置について、現地の測量・地形調査が未実施であるため、詳細な配置計画等は未定の状態です。方法書以降で示していく方針です。

(会長)

今回の想定事業区域は山深く、風況も良いため選定されたのだと思いますが、この 7,400ha に渡るエリアなら 1 基 4,200～5,000kw の大型風車を 60 基設置できると理解してよろしいでしょうか。

(事業者)

現時点では風力発電機の機種選定が終わっていないため、詳細については、方法書以降で示していく方針です。

(会長)

2点目についてはどうでしょうか。基本的には国道166号を使い、維持管理・建設のための新設道路等も必要になってくると思うが、乗り入れする多くの車両の大気環境への測定値等も方法書以降で示されると思いますが、それは当然想定されているということでしょうか。

(事業者委託業者)

配慮書の202ページの選定表をご覧くださいと思います。これまではこの選定項目、これは方法書の時も同じ表になるのですが、選定項目の一番最初に大気環境ということで窒素酸化物、粉じんにつきまして、工事車両、建設機械の稼働というところで参考項目として、経済産業省の手引きに載っておりました。去年の改正で実際いくつかの大気質、車両と建設機械の稼働による影響については大きくないということで、経産省の方で現地調査の結果や予測結果等をふまえて、判断されまして、今回の先ほどの超低周波音と併せて、参考項目から除かれたという経緯がございます。ですので、今後大気環境についても入れるかどうかにつきましては、知事意見等を踏まえて検討していきたいとは考えておりますが、実際の状況としましては、車両の大気質への影響については、現実問題としてはそれほど大きくないという認識を国の方は示しているという状況でございます。

(会長)

影響が少ないか大きいかということは、まだわからない段階であります。だから、私たちは戦略的な環境アセスをしていこうとするものとして、根拠がない中で、影響が少ないだろうというのは駄目なんです。少ないんだとはっきりしたことが分かった上で、この項目をどうするかを決めるべきであって、最初から少ないだろうという仮定のもとでは認められません。きちんとしてください。

(事業者)

ご意見ありがとうございます。事業者として前向きに検討させていただきます。

(会長)

それから、最後にもう一つ。これが大事な部分でありますけれども、やっぱり地域住民ありきで考える環境影響評価です。省エネ等いろんな形で努力はするけれども、エネルギーを供給するタワーに近いところに建っているということだけで、地域住民

に理解してくださいというだけではいけない。地域住民にどのような形でコミュニケーションを図りながら、理解を求めらるんだということ。これが戦略的な環境影響評価で大変重要な要素であります。その部分について、また方法書がありますので、必要最小限の、どちらかという自然観測論に近いような部分が多く盛り込まれていると思うんですけども、人と自然とのふれあいとかそういうところで、ただ公園を作ればいいんだ等ということではなく、どんな場合においても地域住民の理解なしではできないということを思ってください。そういう意味で、地域住民への説明会等も開催されていくと思うが、言葉は悪いけれどもアリバイ的な説明はいりません。本気で取り組んでいく必要があります。

正直に言って、ここに座っている私は津市に住んでいるものでありますので、実際に自分が住んでいる地元で行われていることではないんですけども、この地域の住民であるならば、気が気じゃないと思います。そういう部分にきちんと説明責任を果たしていくのが、戦略的な環境影響評価でありまして、松阪市においては少なくとも、このメンバーでやっていく我々の評価委員会においては戦略的な環境アセスだと思っています。地域住民への説明あるいは理解を高めていくための努力というものが、方法書からどのような形で反映されていくのかということを見たいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。これは非常に重要なポイントとして考えてください。

(事業者)

ご指導いただき、ありがとうございました。

(会長)

水関係、植物関係、法律関係といった委員が今日参加できなかったため、その分野からの意見は出せなかったんですけども、騒音・振動のみならず、二酸化炭素も含めて大気環境の関係等についても、次は配慮した形、あるいは排除されるのであればその部分の根拠を考える形にして、今日の配慮書に係る審議はこれで終わりにしようと思いますが、委員の皆さん、他に意見がございますでしょうか。

(委員)

～ 意見なし ～

(会長)

これで配慮書に関わる審議・応答は終わらせていただきます。

配慮書に基づきまして、答申をださなければなりません。

答申について進めていきたいと思えます。
よろしいでしょうか。

(委員)

～ 了承 ～

(会長)

答申につきましては、会長に委ねていただきまして責任をもってやります。
素案を投影しますのでご覧いただけますでしょうか。

<答申(案)をスクリーンに映す プロジェクター投影準備中>

(委員)

最後によろしいでしょうか。

さきほど会長がおっしゃられたように60基という非常に大規模なプロジェクトにも関わらず、事業者からの回答が環境省のガイドラインではこうなっているという説明が多く、誰もが気になる内容について、コメントが用意されていないのはいかがなものかと思つた次第です。60基というこの大きなプロジェクトをやるにあたって、おそらく目標があるはずですよ。どれくらいの電力をやって、どれくらいの二酸化炭素、火力発電を何かを減らすんだというものがあるにいいはずですよ。1基でも余分に作ればいいんじゃないかというような発想に会社側はなっていないのかというのを正直言って気にはなっています。

大プロジェクトのわりに杓子定規で、2～3基建てるプロジェクトとあまり変わらないようなご回答であつたので非常に私は残念でした。

<答申(案)をスクリーンに映す 投影準備完了>

(会長)

今日この場で議論をして、まとめる作業が必要でございまして、その部分に関して会長に一任していただきたいと思えます。

方針としては鏡だけあって、実際の中身につきましては今日の議論を踏まえた部分が別紙でつくという形になります。

よろしくお願ひしたいと思えます。

8月末には知事への意見書を市長からさなくてはいけないということがありますので、こういうような形のほうが一番スムーズにいくと思ひ、このような形にしました。

これでよろしいでしょうか。

(委員)

～了承～

(事務局)

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

(会長)

環境生活部長に答申書の鏡ではありますが、お渡ししたいと思います。
よろしいでしょうか。

(事務局)

お願いします。

(会長)

読ませて頂きます。

松阪市長 竹上 真人様、松阪市環境影響評価委員会 会長 朴 恵淑、
(仮称)三重松阪蓮ウインドファーム発電所に係る計画段階環境配慮書について
(答申)令和3年8月16日に諮問のありました、(仮称)三重松阪蓮ウインドフ
ァーム発電所に係る計画段階環境配慮書について審議の結果、別添のとおり意見を
付して答申します。」

よろしく願いいたします。

=会長から田畑環境生活部長へ手渡し=

(会長)

答申を行いましたということで第1回目の環境影響評価委員会の役目は終わったと
思います。これからは、事務局の方に移します。よろしく願いいたします。

(事務局)

朴先生、委員の方々ありがとうございました。

委員の皆様、本日は(仮称)三重松阪蓮ウインドファーム発電所に係る計画段階環境
配慮書について、ご意見頂きまして、誠にありがとうございました。これを持ちまして、
令和3年度第1回松阪市環境影響評価委員会を終了させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

